

平成 26 年 2 月 7 日

公益財団法人日本関税協会門司支部 殿

門司税関 業務部  
統括審査官（通関総括第 1 部門担当）  
武田川 明広

消費税及び地方消費税の税率引上げに係る搬入前申告の取扱いについて（依頼）

平素より税関行政に対し、御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられますが、当該税率の引上げに関連して、搬入前申告扱い（関税法第 67 条の 2 第 2 項第 1 号、関税法施行令第 59 条の 4 第 1 項第 4 号、関税法基本通達 67 の 2 - 3 - 3）の適用は認められませんので、貴会会員に対して周知していただくようお願いいたします。

